

『古都』大津 Q&A

Q3. 古都とは？

『古都』とは、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(古都保存法)に基づき、わが国往時の政治、文化の中心として歴史上重要な地位を有する都市として定められた都市をいいます。

現在、大津市のほか、京都市、奈良市、鎌倉市、逗子市、天理市、橿原市、桜井市、奈良県斑鳩町、奈良県明日香村の8市1町1村が古都として定められています。古都保存法における歴史的風土とは、「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」をいいます。

つまり、歴史的な建造物や遺跡と、それをとりまく樹林地などの自然的環境とが一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況をいいます。